高崎経済大学X（エックス）運用方針
平成２９年２月１日制定
令和６年３月１９日改正
（目的）
第１条 本運用方針は、高崎経済大学X（以下「本学X」という。）を本学学生、教職員及び本学への入
学を志願する者その他本学に関係する全ての者への情報提供媒体として運用するために必要な基本事
項を定めることを目的とする。
（用語の定義）
第２条 本運用方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
（１）アカウント Xを設置・運用するために取得した権利及びユーザー名
（２）ポスト Xに記事を投稿する行為及び投稿された記事
（３）リプライ 他のユーザーのポストに返信をすること。
（４）リポスト 他のユーザーのポストを引用して投稿すること。
（５）フォロー 他のユーザーのポストを受信するように登録すること。
（運用管理）
第３条 本学Xの管理者は広報室長とし、ポストの発信は広報室長の責任の下に行う。
２ 本学Xのアカウント名は、「@tcue_PR」とする。
（アカウント運用者の明示）
第４条 なりすましによる誤情報の流布を防ぐために、運営主体として本学Xのアカウント名を、本学ホ
ームページ上に明示する。
（アカウント運用方針の明示）
第５条 本運用方針の要約を本学Xのプロフィール欄で明示する。
（リプライ、リポスト、およびフォローについて）
第６条 リプライ、リポスト及びフォローは原則として行わない。ただし、広報室長が認めるものはこ
の限りではない。
（ホームページとのリンク）
第７条 ポストに記載するリンクのリンク先は、原則として本学ホームページのみとする。ただし、広
報室長が認めるものはこの限りではない。
（免責事項）
第８条 ポストについては細心の注意を払って行うが、情報の正確性、完全性、有用性について保証す
るものではない。本学Xを利用することで生じた直接・間接的な損失について、本学は一切責任を負わ
ないものとする。
（部局、組織単位アカウント）
第９条 より限定的な対象者に具体的な情報を発信する目的で、部局、組織単位でアカウントを取得す
る場合は、広報室長の許可を要するとともに、その運用にあたっては、本運用方針に準じて対応する
ものとする。
（その他）
第１０条 本運用方針は、事前の連絡なく変更する場合がある。